

一般住宅への長崎県産材プレゼント事業（木造住宅等地域材利用拡大事業）交付規程

改正 平成27年9月1日

（目的）

第1条 住宅分野へ県産材の需要拡大を図るとともに、県産材の流通体制を構築するため、新築住宅の建築およびリフォーム施工者等に対して、ヒノキ土台および構造材を対象に1m³あたり5万円、ヒノキ床材は1m²あたり5千円、他の内装材（壁、天井）に1m²あたり4千円(上限30万円)をプレゼントする。また、次年度以降も工務店等が県産材を利用できる仕組みづくりを行うため、施工者へは上限10万円のPR経費を支給する。

（内容）

第1条 新築およびリフォーム住宅に対して、ヒノキ土台+構造材を対象に1m³あたり5万円、ヒノキ床材は1m²あたり5千円、他の内装材（壁、天井）に1m²あたり4千円（上限30万円/棟）をプレゼントする（構造材はm³、内装材はm²単位の端数切捨てとする）。

構造材：1m³以上2m³未満：5万円

2m³以上3m³未満：10万円

内装材：1m²以上2m²未満：5千円または4千円

：2m²以上3m²未満：10千円または8千円

（申請者）

第3条 施工者（工務店等）とする。なお、1施工者当たり5棟を上限とし、県内に施工される新築およびリフォーム住宅を対象とする。また、施工者は県内に本店または支店を有することを条件とする。

（申請時期）

第4条 申請時期は2期に分け、第1期：6～8月、第2期：9～11月とし、予算額各750万円（合計1,500万円）(先着順)を上限とする。なお、申請の進捗状況は「ながさ木ネット」ホームページ上に掲載する。

2 各申請者は、木工事を始める前に申請を行うものとする。

（交付申請）

第5条 申請者は、交付申請書（様式第1号）に資料（県産材調達予定先、建築工事届および確認済証（都市計画区域内のみ）の写しおよび平面図、リフォームの場合は工事契約書の写しおよび数量図）を添付して、長崎県地域材供給倍増協議会会長（事務局：長崎県木材組合連合会）あてに提出するものとする。

2 会長は、内容に疑義がなければ申請者に前項の決定通知を行うものとする。

3 交付決定後、申請数量（単位数量以上）に変更が生じる場合は交付申請書に変更内容（変更前：下段、変更：上段）を記入し変更申請する。

4 会長は、変更内容に疑義がなければ申請者に前項の変更決定通知を行うものとする。

（完成報告・交付請求）

第6条 申請者は工事完成、遅延なく完成報告書（様式第2号）および交付請求書（様式第3号）を提出するものとする。

なお、完成報告書に添付する資料は、完成写真（外観）、県産材証明書（出荷伝票等）とする。

（補助金の交付）

第7条 会長は、完成報告書を審査の結果、疑義がなければ、交付請求書に基づき補助金を支出するものとする。

（他補助金との併用）

第8条 本事業は国庫補助金によるものであり、他の国庫補助金による事業とは併用はできないものとする。

（その他）

第9条 会長は、工事完成後、施主へ県産材利用の認定証を配布するものとする。

2 施工者（工務店等）は、継続的に県産材を利用するためのPR経費10万円を上限に請求することができる。

なお、請求書へは成果品（チラシなど）、各種領収書等を添付するものとする。